

6 輸国第 3875 号

関税割当公表第 52 号

令和 7 年度以降各年度のオーストラリア産ナチュラルチーズの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づく割当ての対象となるチーズ及びカードのうちプロセスチーズ及びシュレッドチーズの原料として使用するもの（以下「オーストラリア産 ナチュラルチーズ」という。）の各年度における関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 7 年 2 月 14 日

農 林 水 産 省

## 記

### 第 1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

#### 1 割当対象物品

オーストラリア産ナチュラルチーズのうち、

##### (1) フレッシュチーズ等（0406.10-090、0406.40-090、0406.90-090）

関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 0406.10 号、第 0406.40 号及び第 0406.90 号に掲げる物品のうちプロセスチーズの原料として使用するもの（以下「プロセスチーズ用」という。）

##### (2) その他のチーズ（0406.90-090）

関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 0406.90 号に掲げる物 品の

うちシュレッドチーズの原料として使用するもの（以下「シュレッドチーズ用」という。）

なお、「シュレッドチーズ」とは、ナチュラルチーズを1個の重量が4g以下の短冊状又は繊維状にしたものをいう。

## 2 各年度における合計割当数量

- (1) プロセスチーズ用 令和7年度 12,900t  
令和8年度 13,700t  
令和9年度 14,500t  
令和10年度 15,300t  
令和11年度 16,100t  
令和12年度 16,800t  
令和13年度 17,600t  
令和14年度 18,400t  
令和15年度 19,200t  
令和16年度以降の各年度 20,000t

- (2) シュレッドチーズ用 5,000t

## 3 各年度における通関期限 関税割当証明書の割当年月日の属する年度の末日

### 第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

### 第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

### 第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

期間終了日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日を期間終了日とする。

#### 1 各年度における提出期間

##### (1) 第1回割当て

期間開始日 関税割当てを希望する年度（以下「割当年度」という。）の

前年度の3月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

(2) 第2回割当て

期間開始日 6月最終火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

(3) 第3回割当て

期間開始日 10月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の火曜日

(4) 第4回割当て

期間開始日 1月第3火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。

(2)から(4)の割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量(残数量)と(2)から(3)の割当てについては、各提出期間の開始日の3週間前の火曜日(同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)、(4)の割当てについては、割当年度の12月第3木曜日(同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)までに返還された数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が1 t以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。

なお、(2)から(4)の割当ての実施の有無及び割当てを実施する場合の割当可能数量は、各提出期間の開始日の前の週の火曜日(同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)に農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)において公表する。

## 2 提出時間

直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

電子メールによる提出のときは、各提出期間の最終日については、午後3時までとする。

## 第5 関税割当申請者の資格

次の1又は2に定める用途ごとに次の全ての要件を満たす者

### 1 プロセスチーズ用

- (1) 関税割当申請書を提出する日において、プロセスチーズの製造設備を有する者であって、割当てを受けたオーストラリア産ナチュラルチーズをプロセスチーズの製造用原料として使用することが确实と認められる者
- (2) 割当年度の前年度に割当てを受けた者にあつては、割当年度の前年度のオーストラリア産ナチュラルチーズ（プロセスチーズ用）の使用実績数量が、国産ナチュラルチーズ（プロセスチーズ用）の使用実績数量（自社製造によるものと他社製造によるものの合計）に3.5を乗じて得られる数量を超過していない者
- (3) 割当年度の前年度又は割当年度において、第13の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

### 2 シュレッドチーズ用

- (1) 関税割当申請書を提出する日において、シュレッドチーズの製造設備を有する者であって、割当てを受けたオーストラリア産ナチュラルチーズをシュレッドチーズの製造用原料として使用することが确实と認められる者
- (2) 割当年度の前年度に割当てを受けた者にあつては、割当年度の前年度のオーストラリア産ナチュラルチーズ（シュレッドチーズ用）の使用実績数量が、国産ナチュラルチーズ（シュレッドチーズ用）の使用実績数量（自社製造によるものと他社製造によるものの合計）に3.5を乗じて得られる数量を超過していない者
- (3) 割当年度の前年度又は割当年度において、第13の規定に基づく効力及び

交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

## 第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

### 1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。

### 2 書面による提出

#### (1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

#### (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課需給班（オーストラリア産ナチュラルチーズ）担当者宛

### 3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類（オーストラリア産ナチュラルチーズ）の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先) kanwari\_milk\_epa@maff.go.jp

## 第7 提出書類

### 1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

### 2 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、割当年度の前年度における割当実績を有する者であって、申請時

点において内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。  
また、割当年度に本関税割当てを2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、これらの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。

3 プロセスチーズ又はシュレッドチーズの製造及び原料チーズの輸入・使用の実績・計画一覧表（別記様式1-1）

割当年度の前年度に割当てを受けた者は、別記様式1-1の「日豪 EPA の関税割当てを利用して輸入したもの」の使用実績数量が、「国産品」の使用実績数量（自社製造によるものと他者製造によるものの合計）に3.5を乗じて得られる数量を超過しないことを確認する。

4 プロセスチーズ又はシュレッドチーズの製造に他者製造に係る国産ナチュラルチーズを使用する場合は、申請者が確実に国産ナチュラルチーズを使用し得ることを証する書面（他者との売買契約書等）

ただし、申請時に提出が難しい事情がある場合は、提出が可能になった後、速やかに当該書類を提出する。

5 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は、添付を必要としない。

6 関税割当てに関する誓約書（別記様式1-2）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

7 輸入商品一覧表（別記様式1-3）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

第8 申請上限数量及び割当基準

次の1及び2において、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。

## 1 第4の1の(1)の割当て

1 申請者当たりの申請数量は、国産ナチュラルチーズ（プロセスチーズ用を申請する場合にあつてはプロセスチーズ用、シュレッドチーズ用を申請する場合にあつてはシュレッドチーズ用）の使用計画数量に3.5を乗じて得られる数量又は割当年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない方を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

### (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる各年度における合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

### (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる各年度における合計割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる各年度における合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1kgに満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

## 2 第4の1の(2)から(4)の割当て

1 申請者当たりの申請数量は、国産ナチュラルチーズ（プロセスチーズ用を申請する場合にあつてはプロセスチーズ用、シュレッドチーズ用を申請する場合にあつてはシュレッドチーズ用）の使用計画数量に3.5を乗じて得られる数量、使用（販売）計画数量（第4の1の(2)の割当ての場合は、割当年度の8月初日から3月末日までの間、第4の1の(3)の割当ての場合は、割当年度の11月初日から3月末日までの間、第4の1の(4)の割当ての場合は、割当年度の2月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない方を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、既に割当てを受けている申請者の使用計画数量は、使用計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1 kg に満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1 kg に満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

3 割当年度の前々年度に割当てを受けた者のうち、関税割当証明書によって確認された同年度に割当てを受けたオーストラリア産ナチュラルチーズの通関数量（複数回割当てを受けた場合は、その合計通関数量）を同年度における同品目の割当数量（複数回割当てを受けた場合はその合計割当数量）で除して得られる消化率が9割未満の者の割当年度における申請数量は、割当年度の前々年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当証明書の割当月から年度末までの月数（割当月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。）で除し、割当年度の関税割当証明書の割当予定月から年度末までの月数（割当予定月は1月と数える。）を乗じた数量を限度とする（注1）（注2）（注3）。

（注1）算出された数量のうち1 kg に満たない端数は、これを切り捨てる。

（注2）割当年度の前々年度の第3回割当ての提出期間開始日の3週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。ただし、割当年度が令和7年度の場合は令和5年12月22日（金）、割当年度が令和8年度の場合は令和6年12月20日（金）とする。）までに返還された割当数量は、消化率の計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

（注3）割当年度に複数回申請を行う場合において、第1回割当て、第2回割当て又は第3回割当て申請の際に按分により割当数量が申請数量よりも削減された場合は、その削減された申請数量は、第2回割当て、第3回割当て及び第4回割当ての申請において、申請した数量として扱わない。

## 第9 関税割当証明書の交付

### 1 (1) 第4の1の(1)の割当て

関税割当証明書を割当年度の4月1日付で発給する。

ただし、割当年度の前年度に割当てを受けた者のうち、有効期間が満了した関税割当証明書の未返納の者に対しては、未返納の関税割当証明書が全て返納されるまで新たな関税割当証明書を交付しない。

### 1 (2) 第4の1の(2)、(3)及び(4)の割当て

原則として各提出期間の最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

### 2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)の割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

## 第10 報告

### 1 割当てを受けた者は、割当年度のシュレッドチーズ製造数量等実績報告書

（別記様式2）を、割当年度翌年の4月第2金曜日までに農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に1部提出する。また、他者製造に係る国産ナチュラルチーズを使用した者は、国産ナチュラルチーズを確実に使用したことを証するに足る書類（仕入伝票、納品書、請求明細書の写し等のいずれか1部）を添付する。

### 2 国産ナチュラルチーズ製造業者は、工場ごとの割当年度の国産ナチュラル

チーズ製造実績報告書（別記様式3）及び国産ナチュラルチーズ 販売実績報告書（別記様式4）を割当年度翌年の4月第2金曜日までに畜産局長に1部提出する。

### 3 1及び2の書類は、電子媒体により提出することができる。

（宛先）kanwari\_milk\_epa@maff.go.jp

### 4 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め

に違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、

関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。)をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

#### 第11 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。
  - (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
  - (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
  - (3) 割当数量を全て消化したとき。
  - (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
  - (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。
- 2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。
  - (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式5)
  - (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」(経済連携協定に基づく関税割当申請書等

の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。）記載要領様式第1）

- 3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

## 第12 用途外使用等の制限

- 1 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用（又は販売）し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用（又は販売）するため譲渡（以下「用途外使用等」という。）し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（又は販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとする。
- 2 1の事前相談後に、税関へ用途外使用等に係る承認申請を行い、税関長の承認を受けたときは、申請者に交付された「用途外使用等承認申請書」（T-1140）の承認書用の写しを添えて、受付担当課へ速やかに報告するものとする。

## 第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実

を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書<sup>1</sup>の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

#### 第14 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（又は名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報<sup>2</sup>は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の交付に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

#### 第15 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領に

よるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当年度に割当てを受けた者のうち、関税割当証明書によって確認された同年度のオーストラリア産ナチュラルチーズ（プロセスチーズ用）の使用実績数量が、国産ナチュラルチーズ（プロセスチーズ用）の使用実績数量（自社製造によるものと他社製造によるものの合計）に 3.5 を乗じて得られる数量を超過する場合は、違反等事項の 2 に該当する。
- 5 割当年度に割当てを受けた者のうち、関税割当証明書によって確認された同年度のオーストラリア産ナチュラルチーズ（シュレッドチーズ用）の使用実績数量が、国産ナチュラルチーズ（シュレッドチーズ用）の使用実績数量（自社製造によるものと他社製造によるものの合計）に 3.5 を乗じて得られる数量を超過する場合は、違反等事項の 2 に該当する。
- 6 割当年度に割当てを受けた者のうち、関税割当証明書によって確認された同年度に割当てを受けたオーストラリア産ナチュラルチーズの通関数量（複数回割当てを受けた場合は、その合計通関数量）を同年度における同品目の割当数量（複数回割当てを受けた場合は、その合計割当数量）で除して得られる消化率（※）が 9 割未満の者の割当年度の翌々年度における申請数量は、割当年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当証明書の割当月から年度末までの月数（割当月は 1 月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。）で除し、割当年度の翌々年度の関税割当証明書の割当予定月から年度末までの月数（割当予定月は 1 月と数える。）を乗じた数量を限度とする（注 1）（注 2）（注 3）（注 4）。

（※）  
消化率＝ 
$$\frac{\text{割当年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{割当年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

- (注1)算出された数量のうち1 kgに満たない端数は、これを切り捨てる。
- (注2)割当年度の第3回割当ての提出期間開始日の3週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された割当数量は、消化率の計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。
- (注3)第12の2に規定する税関長からの用途外使用等の承認を受けた物品については、提出された「用途外使用等承認申請書」の承認書用の写しに記載された数量は、消化率の計算において、通関した数量に含めないものとする。
- (注4)割当年度の翌々年度に複数回申請を行う場合において、第1回割当て、第2回割当て又は第3回割当て申請の際に按分により割当数量が申請数量よりも削減された場合は、その削減された申請数量は、第2回割当て、第3回割当て及び第4回割当ての申請において、申請した数量として扱わない。
- 5 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
  - 6 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。
  - 7 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。
  - 8 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。